

平成26年 1月 1日

入札参加にあたっての留意事項

福 知 山 市

入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、同法施行規則、建設業法及び同法施行令、同法施行規則、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、福知山市財務規則、福知山市電子入札運用基準、仕様書及び図面、契約書案、福知山市工事請負契約約款の他、次の事項に留意してください。

1 経営事項審査の結果通知書の提出

建設業法第27条の23第1項において「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」としており、さらに建設業法施行規則第18条の2においては「建設業者は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。」となっています。したがって決算期が到来し決算の確定後、速やかに経営事項審査の申請を行ってください。

また、適正な公共工事契約の締結のためにも、経営事項審査の結果通知書が届いたら速やかに契約監理課まで写しを提出してください。

2 予定価格の公表

福知山市では、「契約関係事務の適正化について（例規通達）」に基づき予定価格の事前公表を行っています。公表された予定価格を上回る入札は、失格となります。公表された予定価格以下で入札することができない場合は、入札辞退届を提出し入札を辞退してください。

電子入札の場合には、辞退届の提出とともに電子入札システムへの辞退登録も行ってください。

3 工事費内訳書の提出

工事費内訳書は、入札及び契約における不正行為の排除の徹底、ダンピング受注の防止を図ること及び入札参加者の積算努力の促進を図ることを目的として、入札者に提出を求めるものです。予定価格を事前公表している工事の入札については、入札価格の積算根拠となる工事費内訳書を必ず持参してください。工事費内訳書を持参されない場合は、入札に参加できません。

電子入札の場合は、指定するファイル形式により作成した工事費内訳書を電子データとして入札書に添付し提出してください。

4 工事費内訳書の作成

工事費内訳書の確認を行う建設工事は、設計金額が税込250万円以上の条件付一般競争入札または指名競争入札(公募型を含む)による工事とします。作成にあたっては、「工事費内訳書確認事務要領」に従い作成してください。

5 入札の方法

入札の方法については、次のとおりとします。

(1) 電子入札の場合

「福知山市電子入札運用基準」に従い入札してください。

(2) 電子入札以外の場合

ア 入札者は、指名通知書で指定した日時及び場所に出席してください。なお、入札時刻に遅れた場合は、失格となり、その入札には参加できませんので注意してください。また、入札会場への入場は、各者一人とします。

イ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出しなければなりません。この場合は、入札書には会社の所在、商号または名称及び代表者名を記入し、かつ代理人の氏名を記入し受任者印を押印してください。

ウ 委任状の委任欄には資格審査申請により届け出を行い、登録された印鑑を押印し、受任者欄には入札で使用する印鑑を押印してください(収入印紙は不要)。

エ 入札中の私語など、他の入札参加者に誤解を与えるような言動や動向が見受けられた場合は、退室をしていただきます。また、その場合は失格扱いとします。

6 入札書の記入方法

入札書の記入方法については、次のとおりとします。

(1) 電子入札の場合

「福知山市電子入札運用基準」に従ってください。

(2) 電子入札以外の場合

ア 封筒について

入札書は、封筒に入れて提出してください。封筒には「入札書」と記入し、工事番号、工事名、工事場所、所在、商号または名称を記載のうえ、入札書に押印した印を用いて封印をしてください。

イ 入札書について

入札書には所在地、商号または名称及び代表者名を記入してください。

代表者が入札する場合は、資格審査申請により届け出を行い、登録された代表者印を押印してください。

代理人が入札する場合は、代表者名の直下に、「代理人」と記載し、受任者氏名を記入、委任状に押印した受任者印を押印してください。

金額については、消費税等を含めないで、算用数字で1枠に1字を記入し、その前枠には必ず「¥」をつけてください。また、金額の訂正または押印のない入札書は無効となります。

ウ 再度入札について（予定価格の事前公表のないもの）

予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札とします。ただし、前回の入札に参加した者のうち、無効または失格の入札をした者は、これに参加することはできません。

また、封筒は当初入札したものをうい、入札書には、タイトルの「入札書」と本文中の「入札します。」に「再」と頭書をし、押印のうえ提出してください。

エ 入札書の無効

次に挙げる入札は、無効となりますのでご注意ください。

- ・入札に参加する資格のない者がした入札
- ・一つの入札において、同一人にして、1回の入札で2通以上の入札をしたときは、全部の入札（他の代理人として入札した場合を含む）
- ・入札に関し談合等の不正行為によってなされたと認められる入札
- ・金額、商号または名称、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書または金額を訂正した入札書
- ・電子入札にあつては、金額、商号または名称その他重要な事項を入力せず、または誤って入力して作成された電磁的記録でなされた入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

7 技術者の適正配置について

建設業法に規定している事項を遵守するとともに、次の事にも留意してください。

(1) 現場代理人及び主任技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、入札の申し込みのあつた日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。

また、「入札の申し込みのあつた日」とは、次の日をいいます。

- ・公募型指名競争入札、一般競争入札＝入札参加申請締切日
- ・通常指名競争入札＝入札の執行日
- ・随意契約＝見積書の提出日

(2) 営業所の専任技術者について

営業所の専任技術者は、「専任」を要する工事の主任技術者または監理技術者になることができません。また、「常駐」を求められる現場代理人にもなることはできません。

(3) 現場代理人の兼任配置について

一定条件を満たす場合に限り、現場代理人が2件の工事現場で兼任することができますが、次のことに注意してください。

- ・指名通知書等で兼任不可となっていないか。
- ・落札後、契約までに「現場代理人の兼任配置届」を提出していただきます。様式に記載してある兼任条件を満たさない場合は、配置予定者を変更していただきます。また、他に配置する人員がない場合は契約することができません。

条件の詳細は「**建設工事における技術者の配置について**」等をご覧ください。

(4) 技術者の専任を要する工事の兼任配置について

技術者の専任を要する工事において、近接関連工事として一定条件を満たす場合に限り、専任の主任技術者及び現場代理人が2件の工事現場を兼任することができますが、次のことに注意してください。

- ・入札公告等で兼任不可となっていないか。
- ・他の関連工事と兼任配置を希望される場合は、入札参加申請と同時に「技術者の専任を要する工事の兼任配置（予定）届」を提出していただきます。審査により兼任条件を満たさない場合は、他の配置予定技術者で入札していただくか、配置技術者がいない場合は入札を辞退していただきます。

条件の詳細は「**建設工事における技術者の配置について**」等をご覧ください。

(5) 同時期に発注される複数の工事の入札参加について

技術者の専任を要する工事の競争入札で、入札参加申請から落札決定までの間、同一1名の配置予定技術者で複数の工事の入札に重複して参加申請でき、入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できます。ただし、同一1名の配置予定技術者で重複して入札書提出をすることはできません。

詳細は「**技術者の専任を要する工事における入札への参加制限の緩和について**」をご覧ください。

(6) 主任技術者等の資格の確認について

工事の施工にあたって、提出する「主任技術者及び現場代理人届」には、技術者の資格要件を満たすことを証明する資格者証、もしくは実務経験証明書を添付してください。

なお、公募型指名競争入札及び一般競争入札による工事に配置予定の主任技術者等の資格要件は、入札参加申請審査で確認します。

入札等にあたって、当該工事の施工に必要な技術者が配置できない場合は、辞退届を提出し入札を辞退してください。電子入札の場合には、辞退届の提出とともに電子入札システムへの辞退登録を行ってください。

なお、必要な技術者を配置していないことが明らかになった場合には、建設業法に基づく処分を受けるほか、福知山市の指名停止措置を受けることもあります。

技術者等の配置の詳細については「**福知山市入札・契約情報 ポータルサイト**」で掲

載している「建設工事における技術者等の配置について」等に記載しています。

8 完成検査について

福知山市では、工期内検査を実施することとしております。工事完成届を提出する際には、次の条件を満たすとともに、遅くとも契約書記載の工事完成期限の3日前（閉庁日除く）までに提出してください。

- (1) 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されているすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書に基づく監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けされた資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

9 その他

- (1) 入札執行が完了するまでは、いつでも辞退することができます。また、これを理由として、以後の指名等について不利益な扱いを受けることはありません。
- (2) 設計図書等について疑義がある場合は、様式「入札閲覧設計図書に関する質問書及び回答書」により、提出期限（入札日の平日2日前、午後5時まで）までにFAXまたは電子メールにより提出し、契約監理課までご連絡ください。

TEL : 0773-24-7043

FAX : 0773-23-6537

メールアドレス : keiyaku■city.fukuchiyama.kyoto.jp

（■は、@と読み替えてください）

- (3) 個人事業主における入札書等すべての提出書類については、代表者名の前に「代表者」と記入してください。